



町有財産(土地)を売却します

町有財産を見積競争により売払いします

◀ 売払土地の旧消防署金山支署跡地 (No.3)

【問い合わせ】 役場総合政策課 ☎52-2111 (内線233)

● 見積競争に参加する方に必要な資格

金山町に在住の方、又は町内に事務所を有し法人登録している会社

● 売払土地及び最低売却価格

下記のとおり (位置図及び地籍図は、役場総合政策課で確認できます)

● 見積書用紙の交付期間

4月1日(月)～4月9日(火)

※見積書用紙は、役場総合政策課でお渡しします

● 見積書提出期限

4月10日(水) 午後5時まで(必着)

● 売買契約の締結

譲受人は、印紙税を負担していただきます。また、売買契約締結後、すみやかに売買代金を納入していただきます。

● 所有権移転、引渡し時期等

所有権移転登記は金山町が手続きし、登記完了後引渡しします。なお、譲受人が登記事務に必要な書類の提出と登記諸費用(登録免許税等)を別途負担していただきます。また、分筆登記が必要な場合は譲受人から経費負担をお願いします。

No.	所在地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	金山字大柳267番2 ※分筆が必要 (固定資産税評価額 660,800円)	宅地	80.00	944,000
2	中田字上中田201番9 (固定資産税評価額 256,610円)	宅地	157.43	367,000
3	金山字町浦437番18 (固定資産税評価額 3,363,330円)	宅地	421.47	4,805,000
4	金山字入田表805番1・805番2 (固定資産税評価額 105,198円)	田	1,367	151,000
5	金山字荒屋478番 (固定資産税評価額 2,289円)	雑種地	144	4,000
6	有屋字水尻949番1・949番2 (固定資産税評価額 1,729,111円)	宅地	963.77	2,493,000
7	金山字金山町381番1・381番2・381番2 (固定資産税評価額 1,883,126円)	宅地・畑	459.38 うち畑125㎡	2,691,000
8	有屋字地境547番12 (固定資産税評価額 537,997円)	宅地	330.06	769,000

※最低売却価格は、固定資産税評価額を0.7で割り返し算定しています

山形曹洞宗青年会より寄附

山形曹洞宗青年会最上支部寒修行会参加者一同(田中裕道代表)より、寒修行で托鉢された浄財の寄附の申し出がありました。これを受けて寄附者の意志に基づき、町社会福祉協議会に15,975円のご寄附をいただきました。

新入学児童(園児)の交通事故防止強化旬間

▼期間 4月6日(土)～15日(月)
春は、歩行者や自転車利用者の行動が活発になることから交通事故が多く発生する時期です。特に新入学児童(園児)は通学に不慣れなため、通学する時間帯は地域全体で見守りしましょう。夜間に外出する際は明るい服装と夜光反射材「命のバンド」を着用し、交通事故に遭わない、起こさないように心がけましょう。また、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

協会けんぽの保険料率の変更

平成31年3月(4月納付分)から次の通り保険料率が改定されます。
▼健康保険料率
10.04%→10.03%
▼介護保険料率
1.57%→1.73%

☎ 全国健康保険協会 山形支部
023-629-1722

中国語講座の受講者募集

▼日時 毎週月曜日
【初級】18時～【中級】19時
※開講式は4月15日18時から
▼場所 山形新聞最北総支社会議室
▼講師 蛇塚秀玲氏
▼費用 受講料月額2,000円
☎ 最上地区国際交流協会事務局
22-3580

神室ダムサイレン吹鳴

神室ダムの管理演習を行います。金山川沿いの各警報局においてサイレンを数回鳴らしますので、火災など間違われませんようご理解ください。
▼日時 5月10日(金) 9時～17時
☎ 最上総合支庁河川砂防課
29-1410

やまがた110ネットワーク

山形県警察からメールで地域の安全安心情報を受信することができます。



登録は無料！
こちらのQRコードを読み取ってご登録ください。

配信情報 不審者情報・交通安全情報・交通障害情報(24時間配信)・防災情報など

☎ 新庄警察署 22-0110

4月16日(火)～22日(月)は 春季火災予防運動

☎ 火事と救急・救助は ▶ ☎119 消防に関する相談事は ▶ ☎52-2913 / ☎22-7521
消防情報サービス (災害の問い合わせ等) ▶ ☎0180-99-2345

4月16日～22日は朝夕7時に各地区のサイレンが鳴ります！

▼住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

《3つの習慣》

- ①寝たばこは絶対やめる
- ②ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこもらなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

《4つの対策》

- ①住宅用火災警報器を設置する
- ②寝具・衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

4月29日(日)は春季消防演習！

